

(22) 官報(明四四・八・二二) 九頁
(23) 前掲濟生會志 四八頁

二 大詔渙發による新醫療保護事業の發生

施藥救療の大詔を拜するや、朝野を擧げて其の有難きに感泣すると共に、聖旨に應へ奉らんとして奮起する者少くなく、施藥救療に關する計畫が勃然として興り、幾多の醫療保護事業團體乃至は機關の興起を見ることとなつた。各府縣に於ける醫師會の救療計畫及び救療活動については、既に前節第三項に於いて概述したところであり、又其の他のものについては、第四節に於いて述べるを以て、茲では是等を除外し、優詔渙發を契機として設立されたものにして、特に注目に値ひし、而も從來に見ざる新なる目的を以て活動を開始するに至つた實費診療事業についてのみ些か述べることにする。

實費診療事業は、醫療の普及、社會化をめざし、主として少額所得者、所謂中産階級及びそれ以下を對象として、一般開業醫に於けるよりもはるかに低廉なる料金、いはゞ實費を以て診療を行ひ、以て疾病によつて直ちに貧困に顛落せんとするの危険を防止するにあつて、鈴木梅四郎・加藤時次郎等の計畫によつて實費診療所なるものが設立せられ、始めて實現されるに至つた。蓋し從來の醫療保護事業機關の多くは云ふまでもなく、大詔の聖旨を奉じて設立された恩賜財團濟生會も、其の當初の趣旨は、寧ろ既に貧困にあるものに無料を以て醫療を施す所謂施藥施療を主としたもので、一朝疾病に罹らんか、直ちに貧困に陥る虞ある中産階級以下に對して、彼等の有する資力に於いて醫療を與へんとするの方面に關しては特に講ずるところがなかつたのである。茲に於いてか、是等中産階級以下の者のみを對象とし、専ら防貧に重きを置いて醫療保護事業を行はんとする實費診療所が設立されるに至つたのである。此の實費診療所の右の如き趣旨は、鈴木梅四郎の執筆にかゝり、明治四十四年七月、公表された左記設立趣意書に委曲が盡されてゐる。

「實費診療所設立ノ趣旨」

世運ノ進歩ト共ニ生存競争ハ次第二激烈トナリ生活難ノ聲亦漸ク高シ。而シテ所謂貧民即チ世人モ之ヲ認メ本人モ亦自覺スル貧民ニ對スル同情的施設ハ官民ノ間ニ企畫セラレテ次第ニ備ラントス。然レトモ中等階級ノ下層ニ屬スル一種ノ貧民例セバ小官公吏、同事務員、同店員、同教員、巡查學生、職工、徒弟、勞働者其他之ニ類スルモノ等所謂智識アリ技能アリテ收入少ナキ階級ノ窮厄問題ニ就キテ、世人未ダ深ク其真相ヲ知ルモノ少ク從テ之ガ救濟的施設ハ全ク缺如セリ。本所ノ設立ハ實ニ此階級ノ爲メニ治療上ノ便宜ヲ謀リテ其窮厄ノ一部ヲ救助セントスルニアリ。人生ノ苦難頗ル多シト雖病ニ罹リテ相當ノ手當ヲ盡シ得ザルハ苦難ノ最モ大ナルモノナリ。吾等同人微力ヲ願フ本所ヲ設ケタルモノ實ニ此同情ニ外ナラスト雖抑モ亦國家社會ノ爲ニ更ニ之カ施設ノ止ム可カラサル理由ノ大ナルモノアルガ故ナリ。試ニ其重ナルモノヲ擧グレバ左ノ如シ。

一、此階級ハ都鄙ヲ通ジテ各階級中最モ最多數ヲ占メ國家社會ノ要素ニシテ其盛衰消長ハ直ニ國家社會ノ盛衰消長トナル主要ノ階級ナルコト。

二、此階級ハ所謂貧民ト中産者トノ中間ニ立テ國民トシテ相當ノ面目ヲ保タザルベカラズ。國家社會ニ對シテ直接ニアラユル負擔ノ義務ニ服セザル可ラス。隨ツテ其生計最モ困難ノ位置ニ居ルモノナルコト。

三、國家社會ノ健全ナル進歩ヲ圖ル爲ニ此階級ニ對シテ救濟的施設ヲ要スルモノ枚擧ニ遑アラズト雖就中病災ニ對スル施設最モ急ナリ。何トナレバ此階級ハ不幸病ヲ得ルモ生活難ノ爲ニ直ニ醫ニ就キテ治療ヲ求ムル能ハズ。之カ爲ニ輕微ノ疾ヲ重クシ甚シキハ遂ニ天壽ヲ失フモノ少カラザレハナリ。實ニ此階級ハ其働手ナル主人ノ臥病ハ一家衰敗ノ基ナルハ勿論其妻兒三ヶ月ノ病ハ早ク已ニ其醫藥ノ爲ニ重キ借財ノ奴トナリ。一家三年已上窮乏ニ堪ヘ辛苦ヲ忍ブノ止ムベカラザル所謂財政上ノ臥薪嘗膽ヲ來スモノ其事情ナルコト。

四、我帝國ハ世界無比ノ國體ヲ有シ世ニ所謂危險思想ヲ抱クモノ、發生ノ如キハ素ヨリ深ク憂フ可キニアラス。然レドモ二六時中辛勤苦働シテ尙ホ且衣食豐カナラス、病災排除ノ資ヲ缺キ一家窮厄ヲ極メ所謂妻臥病牀兒泣飢ノ境遇ニ陥ルニ於テハ智識アリ且技能アル此階級ハ豈ニ他ノ富貴者ノ状態ト比較シテ茲ニ絶望的悲觀ヲ抱キ心ナラス途ニ所謂危險思想ノ迷路ニ入ル者ナキヲ保センヤ、故ニ此階級ノ病災治療ニ救済的施設ヲ爲スハ實ニ我國體ヲ維持シ危險思想ノ發生ヲ豫防シ、國家社會ノ安寧幸福ヲ圖ルノ第一急要事ナルベキコト。

吾等同人微力其任ニアラスト雖右ノ事情ニ促サレテ一片ノ衷情已ミ難キモノアリ敢テ茲ニ隗ヨリ始ムルノ意ヲ實ニスルニ外ナラス。江湖ノ志士、仁人吾等ノ微志ヲ贊シ幸ニ後援補翼ヲ與ヘラレンコトヲ祈ル

かくして鈴木梅四郎等の發起計畫にかゝる醫療の社會化をめざす實費診療所は、同年八月十四日、社団法人の認可を出願すると共に九月五日を以て東京市京橋區木挽町六丁目^{（註）}の加藤時次郎私營の加藤病院内に於いて其の業務を開始し、十一月社団法人の認可を受くるに至つたが、本實費診療事業の開始は、我が國醫療保護事業に新なる時期を劃せしむるに至り、爾後此の種醫療保護機關の發達に大なる貢獻をすることとなつたのである（詳細各説參看）。

註 (1) 社団法人實費診療所の歴史及事業 第一卷(六一五・一〇)三一頁

第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

一 一般醫療保護事業に於ける擴充

既に述べた如く此の時代は、日露戰役後に於ける社會情勢に醫療保護事業の急施を要すべきもの尠くなかつた上に、時も秋、四十二年二月十一日、施藥救済に關する 勅語を發せられたので、我が國醫療保護事業に一新紀元を劃せしむることとなり、斯業の新なる進展に伴ふ擴充を見るに至つた。

顧ふに前代に於いて設立された一般醫療保護機關は、明治三十七年以後漸く其の基礎を確立するに至り、而も戰役後に於ける社會状態は斯業の擴充を要すべきものがあつたので、かゝる要求に應じて、其の規模を擴大し、其の内容を充實して、新たな活動を展開するに至つてゐる。之を例へば、同愛社に於いて世局に鑑みる所があつて、明治三十九年九月、社務の擴張を圖らんとしたるが如き、東京慈惠醫院は明治四十年五月二十日、戰後擴張の必要を感じて慈惠會と改稱したるに、畏くも 皇后陛下にはこのことを聽召され、御内帑の金員十萬圓を下賜せられ、施藥救済の事業に一段の努力を致すべきを御獎勵遊ばされ給ひしが如きである。又新設されるに至つた機關にしても、其の數に於いては前代に比すべくもないが、最初より確固たる基礎を有し、其の規模大にして新なる醫療保護活動を行ふに至つてゐる。

かゝる時も秋、四十四年二月十一日、明治天皇に於かせられては、施藥救済事業を飛躍的に進展擴充せしむるの緊切なる社會情勢を御確認遊ばされ、施藥救済に關する 勅語を下し賜ひ、其の資金として百五十萬圓を御下賜せられたので、應て同年五月三十日^{（註）}財團濟生會の設立を見ることとなり、更には民間斯業機關の興起を見ることとなつた時代であるから、一言以て此の時期をいへば、擴充に伴ふ進展時代であつたと云ふことが出來よう。

而して此の時代に於ける一般醫療保護事業が、如何に擴充進展したかを容易にはかり得る指標として、公立施療病院の設立、共濟組合病院の興起、貧困患者看護事業の興起、濟生會の設立と實費診療所に於ける輕費診療事業の經營、並に大阪毎日新聞社慈善團の巡回病院の創始等の五點に求むることに依つて、大體之を證することが出来るであらう。

純然たる公立施療病院についていへば、四十四年四月十日、多年の懸案であつた東京市立施療病院が設立開院され、その十月には、廣島市施療病院が設立されるに至り、夫々大規模の施療活動を開始してゐる。

又組合員の相互救済を目的とする共濟組合病院としては、三十七年十月、吳海軍工廠職工共濟會病院が設立され、三十九年八月、舞鶴海軍工廠職工共濟會病院の設立が企圖され、翌四十年三月、開院されたるが如きで、かゝる相互救済を

目的とする産業労働者の醫療機關は、前代に於いては殆ど之を見るを得なかつたものである。

次に貧困患者看護事業についてあるが、三十七、八年、名古屋に櫻花義會巡回看護部が設立され、出征軍人遺家族の巡回を始めたるに胚胎し、後、貧困患者の家庭について巡回看護を行ふに至つてゐる。三十九年九月には、滋賀縣坂田郡長濱町妙法寺住職に依つて佛教悲田會なるものが設立され、看護婦の無料養成、看護婦の無料派遣等の事業が開始されてゐる。四十一年には一月、大阪市に大阪慈惠看護婦會の設立を見るに至り、貧困患者家庭並に慈善病院等への看護婦無料派遣事業が行はれてゐるが、是等も亦從來殆ど其の例を見なかつたものである。

最後の濟生會の成立に依る救療活動並に實費診療所に於ける輕費診療事業の經營については、前に關説したところであるから、此處に再言するまでもないが、共に其の後の我が國醫療保護事業の發達の上に多大の影響を與へ、大いなる進展と變革をもたらしたものと云ふことが出来る。又大阪毎日新聞慈善團が設立され、我が國最初の巡回病院に依る救療事業が開始されるに至つてゐることは、注目に値する。

さて、此の時代に於ける一般醫療保護事業擴充進展の迹を、機關の興起を中心として以下列記することに依つて、之を大觀することとする。

三十七年には一月、熊本縣醫會熊本市醫會は、規定を設けて薬價を一定すると共に、貧困者施療に關する條項を同會規定第六條に於いて、左記の如く貧困者施療を勵行することと定めてゐる。⁽¹⁾

「市醫會は無資にして治療を請ふ者の爲め施療券を發行し各町總代の許に備ふ該券所持者は隨意會員中に於て無代價治療を受くることを」

二月には、日本赤十字社三重支部山田病院が設立されてゐる^(各説)。

四月には、日本赤十字社滋賀支部病院及び日本赤十字社長野支部病院が設立されてゐる^(各説)。

十月には三日、吳海軍工廠職工共濟會病院が設立され^(各説)、二十四日、吳市は市會の議決に依り市醫設置規則を公布し、中に貧困患者救療の法を定めてゐる。⁽²⁾

尙ほ此の歲、島根縣那賀郡濱田町の本派本願寺派有志僧侶が貧困者救療のための一厘講なるものを起し、後施療券を發行して救療を行ひ、更に四十五年七月に至つて石見佛教興仁會病院を設立するに至つてゐる^(各説)。

三十八年には二月十五日、岡山市在住の米國人アリス・ペター・アダムスなるものが、同市花畑三十七番地に施療所を開設して貧困者の救療に當り、現岡山博愛病院の濫觴をなすに至つてゐる^(各説)。

四月には一日、日本赤十字社和歌山支部病院が設置された^(各説)。

五月には、福岡縣築紫郡醫師會は、診療部を開設して施療を實施するに至つてゐる^(各説)。

六月には、廣島慈惠院（現廣島養老院）が設立され、施療部を開設してゐる^(各説)。尙ほ此の月十三日、濃飛醫師協會は、岐阜縣下に傷病兵療養所設置の件及び救療機關の設置を促し、醫師の收入を確實にして業務の周到を期するの件

外數件を審議してゐる。⁽³⁾

三十九年には一月二十一日、仙臺市醫會並に縣下各郡醫會は、昨秋の縣内凶作に對處して貧困者施療を決議してゐる。⁽⁴⁾

三月には十九日、熊本縣人吉町に西班牙婦人メルセデスを設立者として復生院なるものが設立され、貧窮民の施療が開始された^(各説)。又此の月、宮城縣聯合醫會は彙に市、郡醫會の決議たる縣下凶作に際し貧困者に施療するの件を、

聯合醫會の名を以て行ふことに決議し、縣當局と協議の上、施療券により左記に準じて之を六月十四日まで實行することとしてゐる。⁽⁵⁾

- 「(一) 各郡市醫會員に於ては縣廳の發したる施療券を所持したる患者に對しては其求めに應じ之が治療を爲すこと
- 「(二) 前項の患者に要したる薬價は投薬の種類如何に係らず一人一日金五錢以内とし其他の諸費は施療となすこと

(三) 藥價は治療醫に於て治療券を取纏め其日數を調査し時々郡市役所に之れが請求を爲すこと
四 治療の期間は本年六月十四日を以て限度とすること

四月には、府立大阪高等醫學校學友會は、治療救恤部を設け、五月より貧困者の治療と貧困患者救護の二事業を開始するに至り(各説)、同月、三井家は東京に一大私立治療病院を設立せんと計畫し、此の年十月三日、財團法人三井慈善病院の成立を見るに至つた(各説東京慈恵病院參看)。

五月には十日、安田善次郎は、石黒忠惠男爵の勸説斡旋により、東京慈惠醫院と特約の上、治療病床三十個に對する一切の費用の寄附を行ひ(各説東京慈恵病院參看)、又此の月、和歌山縣東牟婁郡新宮町の醫師東一登は、私立東病院を設立し、院内に治療部を設けて貧困患者の治療に當つてゐる(各説)。

六月には、東京市内の實業家、醫師其の他篤志家の主唱に依り、大日本正善會なる社會事業團體が結成され、その第一着手として貧民病院を設立せんとしたるもの如く(各説)。

「貧民病院の創立 今回東京市内の實業家醫師其他篤志家の主唱に依り、大日本正善會なるものを起し、社會の公德に基き同胞相救ふの實をあげんが爲め、第一正當の職業あるものにして、貧困なる病者を治療し、第二浮浪者を糾合して之に正當の職業を與へ、第三感化及び衛生事業に従事するの目的にて、其事務所を下谷南稻荷町吉田醫院内に置きたるが、第一著手に貧民病院を設けんとて、廿四日下谷西町小學校に創立總會を開く由」と報導されてゐるが、設立の有無については未だ調査するの機を得ない。又此の月、東京市四谷區に外村義郎により貧困者治療を目的として基督教傳道義會附屬東信濃町醫院が設立されてゐる(各説)。

八月には、鳥取市に鳥取施藥院が設立されるに至つてゐる(各説)。
九月には、滋賀縣坂田郡長濱町妙法寺に佛教悲田會の設立されたること既述の如くである(各説)。

十一月には二十三日、岐阜縣醫師大會が市役所に開催されてゐるが、大會議案第三號として「赤十字社病院を設置し、貧民の救済を計らんことを建議すること」並に「右委員選定のこと」が附議されてゐるが如きも、救療機關設立の氣運にあつたことを示すものである(各説)。

四十年には二月、秋田縣北秋田郡阿仁合村に、今井了により阿仁合施藥院が設置され、専ら貧困者に對する治療事業が開始されてゐる(各説)。

三月には、舞鶴海軍工廠職工共濟會病院が開院されてゐる(各説)。

四月には、兵庫縣印南郡醫師會に於いては、會則を定め、其の第十九條に「本會員は赤貧者には務めて無償診療をす」と明記してをり、同月、大阪市醫師會は救護班を設け、貧困者の治療の外に急救治療事業を開始してゐる(各説)。

五月には、日本赤十字社富山支部病院が開院されるに至つてゐる(各説)。尙ほ此の年春、救世軍ブース大將の來朝を機として、救世軍病院設立の議が起り、其の計畫が發表されてゐる(各説救世軍病院參看)。

六月には、長崎縣南高來郡愛野村の人字和川義瑞は、此より曩日露の役に從軍して、不幸傷痍を受け、陸軍病院に於いて加療中、感ずるところがあつて、此の月より後滿三ヶ年、大分・宮崎・鹿児島・熊本・福岡の諸縣を、自己の業務とする鍼灸術を以て、貧困者治療の爲め巡回行脚を始めるに至つてをり(各説)。又日本赤十字社香川支部病院が設立され、四日市に四日市施療院が開設されてゐる(各説)。

九月には、山梨縣東八代郡醫會は、此の月八日より十一月八日に至る迄、八月に於ける水災罹民の治療を行つてゐる(各説)。十二月には一日、熊本市醫會は、醫師會々則を制定し、其の第四章に於いて治療の法を左の如く巨細に定めて、治療券による治療を實施することとしてゐる(各説)。

「第四章 救療」

第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

第五條 本會ハ貧困ニシテ療病ノ資ナキ者ヲ施療センガ爲メ左ノ救療法ヲ設ク

一 本會ハ救療機關ノ設立ヲ期シ且ツ救療券ヲ發行ス

表

熊本市醫師會救療券				
患者姓名	原籍	現在地	生年月日	戸主姓名
家計ノ主ナル職業 患者ノ職業	戸主トノ続柄	申込年月日	紹介シタル町總代 又ハ町村長ノ姓名	救療ヲ受ケント欲 スル醫師ノ姓名
救療日數	救療換算金	初日	末日	病名

- 裏
- 熊本市醫師會救療規則摘要
- 一 本市醫師會ハ救療機關ノ設立ヲ期シ且ツ救療券ヲ發行ス
 - 二 救療券ハ市役所ヲ經テ市内各町總代ガ配布シ置ク者トス
 - 三 町總代ニ於テ其區域内ノ住民ニシテ療病ノ資ナキモノト認メタル者ニ此券附與ノ特權ヲ托ス但券面ニアル各項目ノ記入ヲ要ス
 - 四 他郡ヨリ救療ヲ乞ヒ來ル患者ハ其町村長ノ證明ヲ要ス
 - 五 會員ニシテ救療券ヲ得タルトキハ相當ノ救療ヲ爲スハ勿論之ガ秘密ヲ守ルベシ
 - 六 救療券ノ効力ハ一病期間ニ一枚トス
- 熊本市醫師會

- 二 救療券ハ市役所ヲ經テ市内町總代ニ配布シ置クモノトス
- 三 町總代ニ於テ其區域ノ内住民ニシテ療病ノ資ナキモノト認メタルモノニ此券附與ノ權ヲ托ス但券面ニアル各項目ノ記入ヲ要ス
- 四 他郡ヨリ救療ヲ乞ヒ來リタル患者ハ其町村長ノ證明ヲ要ス
- 五 會員ニシテ救療券ヲ得タル時ハ相當ノ施療ヲ爲スハ勿論之ガ秘密ヲ守ルヘシ
- 六 救療券ノ効力ハ一病期間壹枚トス
- 七 救療券ノ雛形ハ左ノ如シ(便宜前)
- 八 救療券ハ毎年七月及翌年一月冬末日迄ニ取纏メ幹事ヲ經テ會頭ニ進達スヘシ
- 九 會頭ハ該表ニ因リ統計ヲ製シ之ヲ市長ニ報告スルモノトス

四十一年には一月、京都市に於いて本派本願寺慈善病院設立の計畫が左の如く爲されてゐる。(註)

「本派の慈善病院設置計畫 本派本願寺の慈善財團の事業として四十一年七月より慈善病院を創設する事に決し目下準備中なるが其位置は猪熊七條上る財團事務所の家を修補し外來患者に施療施薬を行ふを以て本旨とし尙ほ當分五十名を限り入院患者を收容し追て適當の位置をトシ大規模の病院を建設する筈なりと尙ほ今回創設の同病院臨時修築費及び本年七月より同年中の經常院費豫算は金八千五百餘圓なりと尙ほ同財團の本年會計検査は府廳より鹽澤小谷當府屬出張して定期検査を行ひしが現在資金は百三十一萬六千圓にして申込金額は四百三十二萬圓に達し居れりと」

二月には一日、名古屋市醫師會は、臨時總會を開會して、名古屋市に施療病院設置に關し其の筋の意見を問ふの建議案を可決し、二月十五日附を以て市長に宛て質問書を送附したが、三月二十三日、左の如き回答があつた。(註)

「客月十五日付を以て貧民施療病院設置に關し質問書御送附の趣了承然るに市に於て經營す可き事業甚だ多端にして

充分詮議を要し候に付未だ確答の時機に無之候條可及的貴會員に於て施療相成度候様致度此段及回答候也

明治四十一年三月二十三日

四月には、縣立金澤病院に於いては慈惠救済資金中より五百圓の下附を受けて施療を開始し、又日本赤十字社兵庫支部病院が此の月設立されてゐる(各説)。

七月には一日、熊本市基督教婦人會によつて、貧困者施療を目的として紫苑會が設立され(各説)、此の月、日本海員救済會大阪海員診療所(現同會大阪病院)が附設され、海員の救療が實施されるに至つてゐる(各説)。

八月には、京都に東亞慈惠會(現東亞慈惠會鹽小路病院)の設立を見るに至り、貧窮民に對する救療事業が開始されるに至つた(各説)。

九月には、山梨縣中巨摩郡醫師會は、縣下水災罹民の施療活動を開始してゐる(各説)。

十一月には、東京市本郷區元町等正住職淺野玄秀、市外品川善福寺住職秋庭正道等が、佛教青年團の附屬事業として委託施療事業を開始し、現佛教廣濟會の端を發くに至つてゐる(各説)。

十二月には、東京女子醫學校附屬至誠病院は、學用患者に限り施療することとしてゐる(各説)。

四十二年に於いては二月十五日、東京市小石川區大塚坂下町所在の四恩瓜生會に救療部が附設されてゐる(各説)。

三月には二十二日、彙に明治三十九年十月三日を以て、財團法人としての成立を見たる三井慈善病院(現泉橋慈善病院)は、此の日を以て漸く開院されるに至つてゐる(各説)。

四月には一日、東京盲人教育會財團診療部の開設を見、鍼按、マッサージに依る施療が行はれるに至り(各説)、此の月、茨城縣新治郡土浦町に佛教護國團が設立され、貧困者施療事業が開始されてゐる(各説)。

五月には八日、日本赤十字社大阪支部病院の開院を見(各説)、同月二十一日、四谷區醫師會は、施療部を開設して貧

困者の救療を開始してゐる(各説)。

六月には十五日、京都に施療を目的とする濟生病院が設立され、此の日開院式が舉行された(各説)。

十二月には、神戸市葺合新川の貧民街に於いて賀川豊彦は救療事業を開始し、現イエス國救濟所診療部の基礎を築くに至つてゐる(各説)。

四十三年には六月、大阪市南區(現天王寺區)勝山通二丁目に育濟會勝山醫院が設立され、専ら貧窮民を施療するに至つた(各説)。

七月には、京都市の牧師石黒猛次郎等が日本健康會を設立して、巡回施療を開始するに至つてゐる(各説)。

八月には十五日、東京市淺草寺は、都下大水害に際して貧窮罹災民施療の爲めに寺内に臨時救護所を開設したが、後淺草寺病院として現今に至るまで永續せしめ(各説)、又此の月、山梨縣中巨摩郡醫師會は、縣下水害に際して施療券を發行して、貧困罹災民の救療を行ひ、同じく山梨縣東山梨郡醫師會も赤貧困窮者に施療を行つてゐる(各説)。

十月には、京都に博愛社なるものの設置を見、一般に施療を行ふに至つた(各説)。

十二月には二十八日、大阪毎日新聞慈善團が組織されるに至り、後巡回病院による施療事業を其の第一着手として開始してゐる(各説)。尙ほ此の歳、群馬縣下洪水につき、邑樂郡醫師會は、郡の依囑に依つて、館林、板倉の兩所に救護所を設置して罹災民の施療救護に當つてゐる(各説)。

四十四年には二月十六日、福岡縣の素封家左座金藏の主唱に成る福岡慈惠病院設立の認可があり、九月一日より開院することとして諸般の準備に着手するところがあつた(各説)。

三月には、東京市施療病院(現東京市立築地病院)の設立竣工を見(各説)、又此の月、名古屋市に慈惠療院が設立され、施療事業が行はれるに至つてゐる(各説)。

四月には、兵庫縣印南郡醫師會は施藥救療の 聖旨を奉讀し、施療券千枚を發行して、救療活動を開始するに至り、又佐世保市醫師會は、施藥救療の方法を制定して施療を行ふこととしてゐる。

五月には六日、香川縣三豊郡醫師會は假病院（後の三豊郡醫師會附屬病院）を設立して貧窮民を施療し、同月三十日、施藥救療恩賜金を拜讀して財團濟生會が成立されるに至つた。

六月には十二日、小西新兵衛は東京市本郷區眞砂町に施療所（現長生診療院）を設立し、此の月、大阪市南區（現浪速區）木津北島二丁目私立有隣尋常小學校内に私立有隣施療院が設立され、近在の貧困者に施療するに至つた。

七月には、鈴木梅四郎等の主唱にかゝる實費診療事業開始の計畫が發表され、九月五日を以て實費診療所として開院されるに至り、七月五日、大阪市南區（現浪速區）廣田町に私立徳風施療院が設立され、同月三十日、廣島市會は市立施療病院の設立を可決し、十月一日より開院することとしてゐる。

八月には、東京市木挽町に平民病院の設立を見、實費診療を開始するに至つてゐる。九月には五日、鈴木梅四郎等の設立にかゝる實費診療事業が開始せられるに至つたことは先に關説した如くである。

十月には一日、福井縣坂井郡醫師會は施藥救療の大詔を拜し、施療券百枚を限り毎年發行して貧困者を施療することとし、此の日より實施してゐるが、此のことは既に第二節第三項に於いて述べた通りである。此の月二十一日、財團

法人大阪毎日新聞慈善團は巡回病院を開設して愈々施療事業を行ふに至つてゐる。尙ほ此の歳、千葉縣夷隅郡醫師會は、決議に基づき施療券二千五百枚を發行して救療活動を展開してゐる。

四十五年には一月、大阪市東區伊國町に設立の聖若瑟教育院は、救療部を附設して貧困者の病兒に限り施療し、又此の月を以て、濟生會の救療事業は開始されるに至つてゐる。五月には一日、東京市赤坂區槍町の陸軍々醫横尾求馬等が濟民協會なるものを設立して、貧困者の施療を行ふに至つてゐる。

てゐる（各説）
六月には三十日、救世軍に依り東京市下谷區仲御徒町に救世軍病院が設立されてゐる。
七月には一日、東京市淺草區に實費診療所淺草支部が設立され、實費診療事業が開始されるに至つた。
八月には一日、濟生會深川診療所、本所診療所が開設されるに至つてゐる。
九月には十日、濟生會下谷、淺草、小石川の三診療所が開設されてゐる。
十一月には、京都府紀伊郡伏見町にある伏見十六會は、附屬事業として貧民救療を目的とする濟生園を開設するに至つてゐる。

- (1) 東京醫事新誌 第一三四一號（明三七・一・一六）三六頁
- (2) 吳市史（大二三・一二）八六四頁
- (3) 東京醫事新誌 第一四一五號（明三八・六・二四）四三頁
- (4) 同 第一四四九號（明三九・二・二四）
- (5) 同 第一四五四號（明三九・三・三一）五三頁
- (6) 加美郡誌（大一一・一〇）四九九頁
- (7) 國民新聞（明三九・六・二三）〔新聞集成明治編年史 第一三卷（昭二・五）一〇九頁〕
- (8) 東京醫事新誌 第一四八八號（明三九・一一・二四）四七頁
- (9) 同 第一四九〇號（明三九・一二・八）五五頁
- (10) 增訂印南郡誌 後編（大五・一一）四三〇—一頁
- (11) 東八代郡誌（大三一・一）五四三頁
- (12) 東京醫事新誌 第一五四二號（明四〇・一二・一〇）四五頁
- (13) 同 第一五四四號（明四一・一・一）七六頁

第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

(12)	東京醫事新誌	第一五五〇號(明四一・二・一五)三五六頁
(13)	同	第一五七〇號(明四一・七・四)三三頁
(14)	石川縣史	第四編(昭六・三)二二〇頁
(15)	中五摩郡誌	第九編(昭三・一二)二三頁
(16)	同	同
(17)	東山梨郡誌	(大五・七)六三六頁
(18)	群馬縣邑樂郡誌	(大六・一二)四二六頁
(19)	増訂印南郡誌	後編(大五・一一)四三〇頁
(20)	佐世保志	上卷
(21)	福井縣坂井郡誌	(大元・九)一七七一九頁
	千葉縣夷隅郡誌	(大一二・五)五八二頁

二 特殊醫療保護事業の進展

一般醫療保護事業進展の狀況は、大要上述の如くであるが、更に特殊醫療保護事業の狀況如何にと觀るに、正に近代的醫療保護事業の萌芽を見るに至つた創生期とも稱し得べき時代であつたが、明治時代全體を通觀して云へば、正に進展の時代であつたといはねばならない。以下結核、癩、精神病等について其の發達の迹を觀ることとしよう。

(1) 結核豫防に関する國論の興起

前期に於いて、結核豫防撲滅制度の必要が社會識者の論議するところとなり、結核對策が一つの社會問題に發展せんとする形勢を誘致するに至つたことは、既に述べた通りである。然るに、此の期に入るに及び、此の結核問題は愈々社會問題化し、各方面より結核豫防撲滅に関する施策の急施が唱道されるに至つてゐる。

而も政府は始めて之に着手し、明治三十七年二月四日、内務省令第一號「肺結核豫防ニ關スル件」を公布し、四月一

日より之を實施するに至つた。是れ我が國に於ける結核防遏の對策を講じたる始めてあつて、結核豫防史上劃期的意義を有するものであるが、然し一に痰壺設置命令と稱せられてゐるが如く、一應の取締命令たるに止まり、治療豫防上遺憾の點尠くなく、而も結核は些も消褪の微なく、逐年蔓延の狀にあつたのである。

然れば、此が蔓延を豫防し、その撲滅を圖るために最も急を要するものは、治療豫防上の研究機關の設置と結核病院の設立であつたといはねばならない。茲に於いてか、結核病研究機關の設立と結核病院設置論とが俄然輿論として起るに至つた。明治四十年六月、岐阜縣濃飛醫師會が總會の決議を以て「結核病研究院」設立の建議を時の原内務大臣に提出して、研究機關の設立と、それに附屬する治療機關の設置とを要望したるが如き其の一例で、此の頃より醫家を其の最たるものとして社會事業家等より或は研究機關、或は結核病院を設立することが結核對策の根本的なるものにして且つ刻下の急を要するとして論議されるに至つた。而して其の主張に於いて、異口同音に、貧困結核患者を對象とする治療施策を樹立することこそ、結核撲滅豫防對策の要諦なりとして強く説かされてゐることは、結核が最も經濟的條件に左右されると云ふことを看取しての論であるといへ、醫療保護事業上から特に注目に値する。

然しながら、かゝる主張があつたにも拘らず政府に於いては何等施す所なく、従つて問題は問題として依然放任されてゐたので、遂に結核問題が議政壇上に於いて論議されるまでになつたのである。明治四十一年二月二十七日、第二十四回帝國議會衆議院に「脚氣及傳染病豫防方法に關する質問」が提出され、傳染病としての結核に關する質問が爲されるに至り、政府の無爲無策が難ぜられてゐる。右質問は二つ年ら代議士山根正次の提出にかゝるものであつたが、政府の答辯は、或は調査中といひ、或は考究中といふのみであつて、行はんとする施策を何等明示するところがなかつたのである。従つて貧困結核患者救済の國家的方策に關しては、明治末期に於いても之を見ることが出来なかつたのであ

るが、四十四年二月十一日、煥發せられたる施藥救療に關する 勅語は、貧困結核患者の救療と結核豫防事業を興起發
展せしむる最大の契機となり、結核の豫防撲滅と貧困斯病患者の救療とを目的とする事業團體を設立せしめたるのみな
らず、上述の如き輿論に拍車を加へ、總て大正時代に入るに及んで、政府をして此が施策を講ぜしめるに至つてゐる。
さて翻つて、此の時代に於ける結核豫防事業團體について一言するに、明治四十二年一月、牧師松野菊太郎によつて
東京府下澁谷町に報恩會が設立されてゐる。本會は、當初其の規模狭少であつたとはいへ、我が國に於ける此の種團體
の嚆矢とも目されるものであつて、其の開拓者の存在として結核豫防事業史上に占むる地位は大なるものであるといは
ねばならない(各説)。報恩會に次いで設立されたものとしては、白十字會及び島根縣飯石郡結核豫防協會がある。共に
四十四年二月十一日、紀元節に下し賜ひし 優詔に感激興起して組織されたものであつて、前者は東京市本郷林内科醫
院長林止を中心とする基督教同情者たる有志醫師によつて、優詔煥發の當夜に於いて結成され、爾來活潑なる運動を
展開し、結核豫防事業史上に最も大なる足跡を遺しつゝ今日に至つて居り(各説)、後者は島根縣飯石郡掛合村清水醫院
内に、同年十一月を以て設立されたものであるが現存しない(各説)。次いで設立されたのは大阪結核豫防協會であつて、
四十五年十二月を以て大阪市に誕生を見るに至つて(各説)ゐる。

以上が此の期に於ける結核豫防事業の概要であるが、其の詳細に就いては下巻各説に於いて述べることにする。

(2) 脚氣病調査機關の設置

明治十年 皇室の御下賜金を拜戴して設立された脚氣豫防機關としての脚氣病院が、明治十五年に廢止となつて以來、
脚氣病は増加の傾向にあり、國民保健上至大の關係あつたにもかゝらず、國家に於いて此が豫防治療に關し、何等施
策するところがなかつた。

然るに、此の時代に入るに及び、此の機關が設立されることとなつた。本機關が設立されたのは明治四十一年である
が、此より發明治三十八年、脚氣病の治療及び豫防に關する國家的措置なかるべからずとする論が、有識者の間に唱道
され、脚氣病調査機關の設立を要望する聲が大なるに至つてゐる。即ち同年二月二十五日、第二十一回帝國議會衆議院
に「脚氣病調査に關する建議案」が上提され可決を見るに至つて居り、四十一年二月二十二日、第二十四回帝國議會衆
議院に「脚氣及傳染病豫防方法に關する質問」が提出され、三十八年には豫て衆議院の建議にかゝる調査機關設立の議
が再論され、且つ脚氣病は一般國民の保健上のみならず、國軍の資質を低下せしめ、國防上の脅威を招來する所以なり
とされ、此が對策如何とするの質問が爲されるに至つてゐる。

斯くの如くして、脚氣病の豫防並に治療に關する對策が、國家施策として取上げらるべきものなることが漸く認めら
るゝに至り、同年五月三十日、勅令第三百三十九號「臨時脚氣調査會官制」が、明治天皇の 聖慮と時の陸軍當局の建
議とに依つて公布されたのである。斯くして明治十五年、脚氣病院を閉鎖して以來三十七年にして、再び斯病に關する
専門的調査機關の設立を茲に再び見ることとなつたのである。本機關は、其の後斯病の豫防治療に關する幾多有益なる
調査研究を遂げ、國民保健上且つは國軍の衛生上甚大なる成績を擧げ、大正十三年十一月二十五日、勅令第二百九十號
を以て廢止されるに至つたものであるが、其の詳細については後述することとする。

(3) 救癩制度の創始

癩病の豫防撲滅と癩患者の救療とを目的とする救癩事業は、此の時代に於いて異常なる進歩發展を遂ぐるに至つた。
正に近代的救癩運動の黎明期乃至は發生期とも稱すべき時代であつたといふことが出来る。

其の詳細は之を各説に譲り、其の概要を述べるに、明治三十八年十一月、大隈重信伯、澁澤男の發起により、英國人
ミス・リデルの經營する熊本回春病院の救癩事業を援助すると共に、救癩運動を目的とする癩豫防委員會が設立される
に至り、癩問題に對する社會の注意を大いに喚起するに至つてゐる。次いで翌三十九年には、山根代議士により「癩豫

「防法案」が始めて議會に提出せられ、癩瘰問題は社會の問題、國家の興亡に關する問題とまで考へられるに至り、癩瘰防の社會的必要が討議されることとなつたのである。不幸、本法案は貴族院に於いて未決となつたが、越えて四十年、第二十三回帝國議會に「癩瘰防ニ關スル法律案」が政府により提出せられ、三月十一日を以て兩院を通過し、同月十九日、法律第十一號を以て「癩瘰防ニ關スル法律」が公布され、本法により四十二年に及び全國に五個の癩瘰養所が創立され、癩瘰防制度に新紀元を劃するに至つてゐる。

尙ほ救癩事業經營の私營機關としては此より癩三十九年十月、網協龍妙に依り山梨縣身延に身延深敬病院が設立されたが、我が國に於ける救癩事業が、從來殆ど外人經營なるに對し、茲に本邦人經營になる一施設を見るに至つたことは、注意を惹くに足るものである。

(4) 精神病患者救護に對する世論の覺醒

精神病患者の保護救濟に關しては、明治三十三年三月十日、法律第三十三號を以て「精神病患者監護法」の公布を見るに至り、不法の監置を排除して、精神病患者を監視保護せしめんとしたのであつた。然し乍ら精神病患者たるの認定は、一に醫師の知見如何に關はるところなるを以て、精神病学の進歩發達を計る必要ありとして、三十九年、第二十二回帝國議會衆議院に、山根・江原二代議士より「精神病学科設置に關する建議案」が提出され可決されるに至つた。又此の頃より精神病患者監護法のみを以てしては、精神病患者の治療上缺くるところありとなされ、精神病院を設置することの急務が各方面より論議され、殊に四十四年に至つて、山根代議士の提出にかゝる「官立精神病院設置に關する建議案」が、第二十七回帝國議會衆議院に於いて討議され、可決されるに至つてゐる。

かくの如くして、精神病患者の醫療保護施策について、漸次輿論を覺醒し、應て精神病院法を公布せしむべき氣運を醸成しつゝ、此の時代を過ぎたのであるが、其の詳細は之を下巻各説に述べることとしよう。

三 軍事援護救療活動の展開

明治二十七八年に於ける日清戰役を契機として、始めて興起するに至つた軍事援護の事業は、其より十年にして明治三十七年二月五日、日露の國交一度斷絶して、その九日、早くも戰端を開き、翌十日、宣戰の詔勅下るや、國內を擧げて銃後奉公活動を展開するに至り、茲に再び軍事援護事業の擡頭を見ることとなつた。就中軍事援護事業の一翼を成す出征軍人遺家族救療事業について之を云へば、各府縣醫會、公私の病院、開業醫等、夫々例外なく援護救療活動を開始したのであるが、今筆者の關見したところにより其の一斑を示すこととする。

關東地方——千葉縣に於いては、市原郡醫會が、出征軍人遺家族に對して無料診療を行ひ、埼玉縣に於いては、縣醫會北埼玉郡支會が、三十七年五月十四日、應召、出征軍人家族の傷病者治療の件を會員に達し、治療券を配布して之を實施したが、出征人員二千三百三十三人に付き治療券三千六百十枚を配布してゐる。茨城縣に於いては、多賀郡醫會に於いて無料診療を決議施行してゐる。群馬縣に於いては、呂樂郡醫會は、軍人遺家族に對し治療券を配布して救療を行つてゐる。

東北地方——官城縣に於いては、遠田郡醫會が、出征軍人家族の治療を實施してゐる。
近畿地方——京都府に於いては、京都府醫會京都市支會が、三十七年二月頃、出征軍人遺家族治療の件を決議してをり、三重縣に於いては、三重郡醫會は、出征軍人遺家族に治療を實施し、兵庫縣に於いては、多紀郡醫師組合は、出征軍人家族の治療を行つてをり、又水上郡醫師組合に於ても、出征軍人遺族に優待治療券を配布して診療料、藥價すべて無料とし、加東郡醫師組合は、出征軍人遺家族に對して治療券を發行して組合員をして治療せしめ、「此の診察を受けたるもの二百三人に要したる治療費は三百四十八圓五十錢なり」と稱されてゐる。

中部地方——愛知縣に於いては、名古屋市醫會に於いて、明治三十七年三月十二日、臨時會を開催し、滿場一致を以

て「出征軍人家族罹病者施療の件」を可決して之を實施し、又此の頃、西春日郡、愛知郡醫會等に於いても、出征軍人家族施療の決議を行ひ實施するに至つた。⁽¹¹⁾八名郡、⁽¹²⁾中島郡醫會も亦、⁽¹³⁾軍人、軍屬、從軍者の家族疾病者に施療を實施するところがあつた。静岡縣に於いては、志田郡醫會が、出征軍人家族に對し施療を行ふこととし、⁽¹⁴⁾從軍人及び軍屬の家族にして疾病にかゝるものある時は、其の町村又は最寄居住會員に於いて救療すべきものとして之を實施し、その治療患者數一、三六二人、治療日數二二、五一〇日の多きに上つたと稱されてをり、⁽¹⁵⁾榛原郡醫會も亦援護救療事業を開始し、⁽¹⁶⁾出征軍人家族に施療してゐる。山梨縣に於いては、東八代郡醫會は、施療券を發行して援護救療活動を行ひ、⁽¹⁷⁾中巨摩郡醫會も亦出征軍人家族施療を實施してゐる。

右は醫會に於ける援護救療活動であるが、一般醫療保護事業機關始め一般醫師が率先して援護救療活動を開始したも
 のなることは、茲に改めて叙べるまでもないことであらう。尙ほ援護救療活動の特殊なるものとして、此の時に始めて
 出征軍人遺家族の家庭について巡回看護をこととする援護看護婦事業が興るに至つてゐる。それは三十八年に名古屋市
 に設立せられた櫻花義會巡回看護部であるが、此のことは前にも關説したところであるから、茲に贅しないこととする。

註

- (1) 千葉縣市原郡誌(大五・七)二五九頁
- (2) 北埼玉郡史(大一一・三)四三二―三頁
- (2) A 多賀郡史(大一二・六)五四五頁
- (3) 群馬縣邑樂郡誌(大六・一二)四二六頁
- (4) 遠田郡誌(大一一・五)五三四頁
- (5) 三重縣三重郡誌(大七・五)五八八頁
- (7) 多紀郡誌(明四四・一二)一七三頁

- (8) 丹波水上郡誌 下卷(昭二・一二)一二七八頁
- (9) 加東郡誌(大一一・一〇)四五四―五頁
- (10) 東京醫事新誌 第一三五―一號(明三七・三・二六)四二頁
- (11) 八名郡誌(大一一・四)八二二頁
- (12) 一宮市史 下卷(大一一・二)九四頁
- (13) 静岡縣志太郡誌(大五・三)八一三頁
- (14) 静岡縣榛原郡誌 下卷(大五・三)二三五頁
- (15) 東八代郡誌(大三・一〇)五四二頁
- (16) 中巨摩郡誌 第九編(昭三・一二)二三頁
- (17)

索引

ア

アーサー・エッチ・アダムの浪花治療病院……………二五
 アイネスト・ハート……………二七
 アダムの浪花治療院……………二五
 アリス・メラー・アダムの治療……………二六
 アンナ・エル・ホイトニーの治療……………二〇
 愛之堂醫院の救療……………二四
 愛知縣愛知郡醫會の軍事保護救療……………二六
 愛知縣義病院……………三一
 愛知縣治療券發行規則……………二七
 愛知縣中島郡醫會の軍事保護救療……………二七
 愛知縣中島郡醫師組合の軍事保護救療……………二六
 愛知縣中島郡醫會の軍事保護救療……………二六
 愛知縣に於て衛生警察を設けんとするの概略……………二五
 愛知縣西春日井郡の軍事保護救療……………二六
 愛知縣東春日井郡第二醫會の軍事保護救療……………二六
 愛知縣病院……………二六

索引

愛知縣八名郡醫會の軍事保護救療……………二六—二六
 愛知縣立醫學校及病院に關する建議案……………二五
 青森會社病院……………二〇
 赤木顯吉等の共立小樽治療所……………二〇
 赤坂區慈善會の治療……………二〇
 赤坂病院の治療……………二〇
 赤星敬次郎等報國醫會の軍事保護救療……………二〇
 秋田官立醫院……………二〇
 秋田市醫會の治療……………二〇
 秋田病院……………二〇
 秋田報國醫會の軍事保護救療……………二〇
 秋庭正道等の治療……………二〇
 秋保盛常の軍事保護救療……………二〇
 惡病流行の際貧困者救助方概則……………二〇—二一
 淺草寺臨時救護所……………二〇
 淺草寺病院……………二〇
 淺田理助の濟生社……………二〇
 淺野玄秀等の治療……………二〇

朝吹英二……………三七〇
 旭病院……………三三
 東一登の施療……………三六三
 東病院施療部……………三六三
 阿仁合施療院……………三三七
 安達憲忠……………三三七
 安達津醫學校兼治療所……………三九
 安藤龜太郎……………二五—三〇
 安藤光國の施療……………三三
 安藤精軒……………二八—二九
 安藤精軒の治療所……………二八
 安藤正胤……………二九
 天野仙輔……………三三
 有田法宗等の共立小樽施療所……………三〇九

イ (牛)

醫學館……………二—四
 醫學所……………二—二七—三—四—四
 醫學研究會の施療……………二〇
 醫學校……………四七
 醫學校兼病院……………一七—一九—四
 醫家の新醫療保護論……………二四

醫事衛生制度整備に關する内務省上申……………一三三
 醫師開業試驗施行……………二八
 醫師開業試驗法……………一八—二〇
 醫制……………六—一八—二〇—二七—二九—三〇—四—六—六
 醫制取調方……………一八—三六—三
 醫制取調に關する伺……………二九
 醫制取調方に關する文部省への達……………二九
 醫制發布……………三〇
 醫務課……………三六
 醫務局……………二六—二七—二九
 醫療國營制度……………六五
 醫療制度……………二—四—一七—三—一七—一六
 醫療の社會化……………一〇—一七
 醫療の普及化……………一〇—一七
 醫療保護發達の必然性……………七〇
 イエス國救濟診療部……………三六
 五十嵐勘一等の報國醫會……………二六
 育濟會勝山醫院の施療……………三六
 池田謙齋……………一九—九
 一木喜徳郎……………三五
 一厘講……………三六
 泉橋慈善病院……………三六

泉病院……………三三
 石川縣立金澤病院富山分院……………三三
 石黒猛次郎の巡回施療……………三六
 石黒忠惠……………一九—二五—二七—三六
 石濱喜久藏……………八九
 石見佛教興仁會病院……………六一
 岩倉俱利……………二九
 岩佐純……………一九—九
 岩間岩太郎の博愛會……………三〇
 井 岡 剛……………八九
 井田武雄等の經費及無料診療病院……………二二
 井上眼科病院の施療……………三〇
 井上達七郎の眼科施療病院設立企劃……………三〇
 井上明多……………三三
 伊東重等の報國醫會の軍事援護救療……………三六
 伊東方成……………三九
 伊藤土太郎等の施療病院設立企劃……………三三
 稻野樞三郎等の施療出願……………三三
 茨城縣多賀郡醫會施療券發行……………二五
 茨城縣多賀郡醫會の軍事援護救療……………三五
 茨城上方聯合醫會の施療券發行規則……………二五
 今井忠純……………八三

ウ

今井了の施療……………三六
 入澤達吉……………二七—三五
 ウイリス……………一九—三
 上田建馬(真)等の貧民病院……………一六
 上田藩醫學寮……………五一
 上原正兄の施療……………三三
 魚津貧病院出張所……………三三
 卯辰山養生所……………三一—三
 宇都宮共義病院……………四八
 瓜生岩子の濟生病院……………三四
 宇和川義瑞の巡回施療……………三六
 H (牛)
 衛生委員……………一〇—一三
 衛生委員通信手續……………一三
 衛生課……………二六—二八—二九—三〇
 衛生救貧院……………三九—三〇
 衛生行政機關の創設……………三七
 衛生行政機構の整備……………三六
 衛生局……………二六—三—三—三七

衛生區……………三〇
 衛生事務擔當吏員……………二六
 衛生巡察使……………一五
 衛生制度論……………一〇〇—一五
 越後府施藥院……………五一
 江原素六……………一七〇—一七四
 江馬春照……………八三
 江守敬壽等の軍事援護救療事業……………二六六
 愛媛縣下浮穴伊豫郡醫會の軍事援護救療……………二六六
 愛媛縣立病院……………三三
 圓融會の施療企劃……………一四
 永樂病院……………三三—三四—三〇一—三〇二

オ(ヲ)

大阪市醫師會救護班……………三六三
 大阪慈善會の施療……………一七
 大阪慈善看護婦會……………三六〇
 大阪慈惠病院の施療……………一七
 大阪市南區藥劑師の施藥……………一七
 大阪商法會議所の惡疫夷滅に關する諮問……………七
 大阪私立衛生會の施療……………一七
 大阪帝國大學醫學部……………三三
 大阪帝國大學醫學部附屬醫院……………四
 大阪府衛生會……………一七
 大阪府交野郡醫會の軍事援護救療……………二六七
 大阪府讀良醫會の軍事援護救療……………二六七
 大阪府茨田郡醫會の軍事援護救療……………二六七
 大阪府施療醫心得……………一四
 大阪府施療券發行の件……………一四
 大阪府施療所心得……………一四
 大阪府病院……………三三
 大阪府貧民心得……………一四
 大阪府貧民施療規則……………一四
 大阪府貧民施療券發行の件……………一四
 大阪府立病院を施療病院とするの論……………一六
 大阪府立病院及醫學所……………一六

大阪毎日新聞慈善團……………三〇—三〇一—三〇二—三〇三
 大阪毎日新聞慈善團の巡回病院……………三〇—三〇一—三〇二—三〇三
 大竹貫一……………二七—二九
 大主重彌の施療……………三〇
 大野津雲……………八三
 大給 恆……………一〇八
 大橋新太郎……………三〇
 オギユスト……………一〇八
 櫻花義會巡回看護部……………三〇—三〇一—三〇二—三〇三
 歐洲労働問題の大勢……………二六
 緒方惟通……………三三—三六
 緒方惟通……………三三—三六
 岡軌光の貧民病院設立企劃……………二六
 岡田乾兒……………二七
 岡田和一郎……………二七
 岡田保三郎の施療……………二八
 岡山醫科大學附屬醫院……………三三
 岡山市窮民施療規則……………一四
 岡山博愛病院……………三六
 岡山藩立醫學館及大病院……………三三
 小河滋次郎……………三三
 尾崎行雄……………三〇

索引

尾道慈善會……………三〇
 鬼塚麟造の軍事援護救療……………二六
 温知病院の施療……………一三
 海員救療機關設立の計畫……………二六
 海員並に其家族施療院設立の意見……………二六
 海軍省醫務局長の結核豫防訓示……………二七
 開業醫共同病院……………三〇
 開業醫制度……………三〇—三一—三二—三三
 開業醫制度の確立……………三二
 開業醫の營利化……………三二
 開成所……………二七
 開拓使……………二七
 外國人たる行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並取扱に關する特例……………二五
 回春病院……………二五
 回春病院の救療事業……………三三
 解備軍夫救護會……………二七
 解備軍夫救護會施療規程……………二七
 香川縣三豐郡醫會の施療……………三六
 香川縣三豐郡醫師會附屬病院……………三六

賀川豊彦の施療……………二六七
 賀賀美光賢……………二一九
 加藤敬頼等の土油施療院……………二一五
 加藤時次郎……………二七二—二七六—二七八
 柿沼谷藏……………二七〇
 學術の成否試考の上開業を要する儀に關する布告……………二七
 鹿兒島醫學校兼病院……………二一九
 鹿兒島醫師會の軍事援護救療……………二六一
 鹿兒島縣薩摩郡高城郡小薩醫會の施療券發行……………二七
 鹿兒島東本願寺病院の施療……………二七
 梶澤勇吉の施療……………二三
 梶村清徳……………九—二四六—二七
 春日村……………八九
 片山國嘉……………三〇
 脚氣及傳染病預防方法に關する質問……………一九一—一九三
 脚氣病院……………一四一—一四三
 脚氣病調査機關の設置……………三九三
 脚氣病調査に關する建議案……………三九三
 脚氣病性調査報告方……………一四三
 桂川甫眞……………八三
 桂太郎……………三一—三三—三五
 門脇宗謙等の軍事援護救療……………二六七

神奈川縣醫會横濱支部の市立病院廢止運動……………二四四
 金澤藩醫學館……………三
 金澤病院の施療……………三六六
 金澤病院富山分院……………三一
 金澤良齋……………一〇
 金子恕謙の施療……………三三
 眼科施療病院設立趣意書……………三〇六
 看護婦無料派遣事業……………三六〇
 官公立病院廢止論……………二四四
 官立醫學校附屬病院を施療病院とすべきの請願書……………二四七
 官立醫學校附屬病院を施療病院とすべきの建議書……………二四九
 官立精神病院設置に關する建議案……………三九四
 河内全節の施療……………一〇八
 河島醇の地方赤十字社病院設立の主張……………二六六
 川上昌保……………二七
 川上元治郎……………二七一—三五三
 川口耶蘇教會所の施療病院設立企劃……………二一七
 川俣病院施療部……………三〇八
 岸篤の施療病院設立必要論……………二六
 北里柴三郎……………二七一—二七七

七

北島多一……………三三四
 喜多見行正……………三三七
 岐阜縣醫師大會の赤十字社病院設置建議……………二六三
 岐阜縣濃飛醫師會の結核病研究院設置に關する建議……………三九二
 岐阜縣病院……………五一
 キムシンの施療……………二一九
 木造會社病院……………三〇
 木村博明の會社病院……………五五
 木村鱗太郎等の共立小樽施療所……………三〇九
 汲江病院……………三三
 救濟衛生制度に關する意見……………一〇五—一〇六
 救濟制度に關する意見……………三三—三六
 救新社施療所……………五五
 救世軍病院……………三六三—三六九
 救世社の施療……………一〇九
 救世社病院の施療……………一〇九
 救貧税法案……………一七—一八〇
 救貧法案……………二五
 救貧法制定要義……………一三
 窮民一時救助規則……………一八
 窮民救助法案……………一四八
 窮民救助法案に現れたる醫療保護政策……………一四七

索引

窮民施療規則……………一四七
 救癩活動……………三六
 救癩事業……………三五
 救癩制度の創始……………三九三
 救療病院設立運動……………八二
 救療病院設立必要論の主張……………七三
 共愛株式會社……………三〇
 共救病院の無料輕費診療……………一四
 共立小樽施療所……………三〇九
 杏雲堂病院附屬施療病室……………三二
 杏林會の救療……………三六
 杏林會の施療……………一〇
 協同會の施療……………二九
 協同會の應急巡回施療……………三三
 強制種痘制度……………四
 京都醫會の施療病院設立企劃……………二九
 京都看病婦學校……………二九
 京都共立惠愛病院の施療……………二九
 京都漸進醫會の施療……………二八
 京都施療院協會厚生病院……………二八
 京都帝國大學附屬醫院……………三〇八
 京都府醫會京都市支會の軍事援護救療……………三〇五

京都府立療病院……………
 京都本派本願寺慈善病院……………
 基督教傳道義會附屬東信濃町醫院……………
 金祿公債證書條例……………

ク

區醫官……………
 區醫職務心得(東京府)……………
 楠田病院の施療……………
 窪田静太郎……………
 窪田静太郎の救済制度に関する意見……………
 藤代惟三郎……………
 熊本縣醫會熊本市醫會の施療……………
 隈川宗悦……………
 隈川宗悦の施療……………
 熊本市醫會の施療規定……………
 熊本藩立治療所……………
 倉田益の施療……………
 栗山清藏の施療院設立計畫……………
 吳海軍工廠職工共濟會病院……………
 吳市醫設置規則……………
 吳秀三……………

桑田熊藏……………
 郡區醫……………
 郡區醫職務心得……………
 郡區醫配置方法……………
 軍事救護會(救)保護事業……………
 軍事救護看護婦事業……………
 軍事救護救療活動の展開……………
 軍事病院……………
 軍夫救護會……………
 軍夫救護會規約……………
 軍夫救護會設立の趣旨……………
 軍夫救護同盟會發起人會……………
 軍夫救療……………
 群馬縣邑樂郡醫會の軍事救護救療……………
 群馬縣邑樂郡醫師會の水災罹民施療……………

ケ

輕費診療事業……………
 結核慈善病院……………
 結核に關する質問主意書……………
 結核病研究院……………

結核豫防事業……………
 結核豫防に關する國論の興起……………
 結核豫防撲滅制度……………
 結核豫防撲滅に關する世論の喚起……………
 兼管醫務保護(事業)機關……………
 檢疫實施中貧困者藥價支給の件……………
 檢疫停船規則……………
 健康警察醫官を設く可きの建言……………
 縣治條例……………

興基病院……………
 工場衛生制度……………
 工場法……………
 好生病院……………
 高知藩醫學局……………
 高知病院……………
 江東病院の施療……………
 甲府醫學所……………
 甲府假病院……………
 神戸國際病院……………
 神戸病院……………

神戸病院購金錄……………
 神戸病院を貧民病院とすべきの議案……………
 神戸報國義會施療院……………
 神戸報國義會の施療……………
 行旅死亡人取扱規則……………
 行旅病人及行旅死亡人取扱規則……………
 行旅病人取扱方規則……………
 小池整骨病院の施療……………
 小西新兵衛の施療所……………
 小橋一太……………
 小林眼科病院の施療券發行……………
 小松帶刀……………
 小松貧病院出張所……………
 小々高市左衛門の施療……………
 五ヶ條の御誓文……………
 國家醫學會の救療問題討究……………
 國家醫學會の施療救療に關する問題質問……………
 國家醫學會の質問に對する同愛社の回答……………
 國家衛生原理……………
 國家衛生原理に現れた社會政策的救療制度論……………
 後藤象次郎……………
 後藤新平……………

一〇一—一〇二—一〇三—一〇四—一〇五—一〇六—一〇七—一〇八—一〇九—一一〇

後藤新平の救済衛生制度に関する意見……………一〇二
 後藤新平の救済税法案……………一〇七
 後藤新平の救済制度に関する意見……………一〇九
 後藤新平の伊藤博文に對する建言書……………一〇三
 後藤新平の建言……………一〇六
 後藤新平の社會政策的救済制度實施の提唱……………一〇二
 後藤新平の恤救事務局設置に関する件……………一〇三
 後藤新平の恤救法案……………一〇七
 後藤新平の帝國施設病院設立費外五件豫算編入之儀に付伺……………一〇六
 後藤新平の償金の内三千萬圓を帝室の御料に納むる件に付
 建議案……………一〇七
 後藤新平の明治恤救基金に関する建言書……………一〇六
 虎列刺及吐瀉の二症ある貧困患者施療方……………一〇二
 虎列刺及吐瀉病患者施療券取扱手續……………一〇二
 虎列刺病豫防規則……………一〇一—一〇三
 虎列刺病豫防規則……………一〇二
 虎列刺病豫防法心得……………一〇三
 虎列刺病豫防に關する御沙汰……………一〇九
 近衛篤磨……………一〇四
 近藤玄齡の施設病院設立企劃……………一〇五
 近藤廉平……………一〇六

サ

濟生會の施設……………一〇八
 濟生會……………一〇一—一〇三—一〇六—一〇九—一一〇
 濟生會淺草診療所……………一〇九
 濟生會協賛趣意書……………一〇九
 濟生會小石川診療所……………一〇九
 濟生會下谷診療所……………一〇九
 濟生會設立趣意書……………一〇七
 濟生會設立に關する桂首相の演說……………一〇三
 濟生會設立に關する桂内閣總理大臣及平田内務大臣の地方
 長官への依頼書……………一〇三
 濟生會設立に關する内務大臣秘書官より地方長官への通知……………一〇三
 濟生會設立に關する内務大臣秘書官より地方長官への依頼狀……………一〇三
 濟生會設立に關する平田内相の演說……………一〇三
 濟生會の成立……………一〇三
 濟生會の施設(福井縣)……………一〇三
 濟生會の施設事業開始……………一〇四
 濟生會の總裁、會長、副會長、顧問……………一〇四
 濟生會本所診療所……………一〇四
 濟生會深川診療所……………一〇四
 濟生會(東京)(群馬)……………一一〇—一一一

濟生學會(群馬)の施設……………一一〇
 濟生社の施設……………一一〇
 濟生團の施設……………一一〇
 濟生病院の經費無料診療……………一一〇
 濟生病院(京都)の無料診療……………一一〇
 濟民協會の施設……………一一〇
 齊藤壽雄等の癲病患者取締に関する建議案……………一一〇
 再 奉 館……………一一〇
 埼玉醫學校……………一一〇
 埼玉縣醫會北埼玉郡支會の軍事投護救療……………一一〇
 埴原の施設……………一一〇
 相良知安……………一一〇
 魁 病 院……………一一〇
 櫻井喜臣の施設……………一一〇
 左 座 金 藏……………一一〇
 佐々木東洋……………一一〇
 佐々木東洋の施設……………一一〇
 佐々木東洋の施設病院設立計畫……………一一〇
 佐世保市醫師會の施設方法……………一一〇
 佐竹作太郎……………一一〇
 佐藤尙中……………一一〇
 佐藤 進……………一一〇

シ

佐藤保……………一一〇
 佐藤病院……………一一〇
 佐野常民……………一一〇
 札幌假病院……………一一〇
 澤右衛門佐……………一一〇
 産業衛生制度……………一一〇
 四恩瓜生會救療部……………一一〇
 慈惠醫館……………一一〇
 慈 惠 會……………一一〇
 慈惠病院……………一一〇
 慈惠病院醫學校……………一一〇
 慈惠療院……………一一〇
 慈善看護婦會の無料看護……………一一〇
 紫苑會の施設……………一一〇
 滋賀縣貧民施療規則及郡醫規則……………一一〇
 滋賀縣立假眠醫院……………一一〇
 重松八郎等の共立小樽施設所……………一一〇
 靜岡縣志太郡醫會の軍事投護救療……………一一〇
 靜岡縣志太、益津醫會の軍事投護救療……………一一〇
 靜岡縣葉栗郡醫會の軍事投護救療……………一一〇

静岡縣棒原醫會の軍事救護救療……………二六六
 静岡縣棒原郡醫會の軍事救護救療……………二六九
 静岡病院……………二七〇
 實費診療事業……………二七〇—二七六—二七八—二八〇—二八八
 實費診療所……………二七六—二七八—二七九—三〇〇—三〇八
 實費診療所設置の趣旨……………二七六
 實費診療所設立の趣旨……………二七七
 疾病保險制度……………二七〇
 疾病保險法……………二七六—二七七
 疾病保險法必要の氣運……………二七三
 信夫清三郎……………二〇〇
 柴田家門……………二七〇
 澁澤榮一……………二六〇—二六三
 島根縣鹿足郡衛生會の施療……………二六六
 島根縣飯石郡結核豫防協會……………二六三
 下村宏……………二五五
 社會衛生行政……………二九〇
 社會政策學會設立趣意書……………二六〇
 社會政策的救療制度實施の提唱……………二六一
 社會政策的救療制度論……………二〇〇
 社會政策的救療論……………二五九
 自由開業醫(制)……………二六五

從軍人夫醫療保護……………八一—二七一
 從軍夫卒救護の要旨……………二七三
 他救醫官……………二九一—二九二
 他救醫官設置の企劃……………二九一
 他救規則……………二九〇—二九一—二九二—二九七
 他救事務局設置に關する件……………二〇三—二〇五
 他救法案……………二七〇—二七一—二九四
 種痘方規則……………二九
 種痘館……………二四
 種痘館規則……………二四
 種痘規則……………二四
 種痘心得……………二五
 種痘所……………二四
 種痘制度……………二四
 種痘法……………二四—二五
 巡回看護婦事業……………二七—二六〇
 巡回施療……………二六三
 巡回病院……………二七九
 順性堂の施療……………二一〇
 償金の内三千萬圓を帝室の御料に納むる件に付建議案……………二七〇
 松香私志……………二九一—二九二
 昌平校……………二七

職業衛生法……………二五五
 職工衛生法……………二〇〇
 シ・エム・コールの救療……………二六六
 ショーン・シー・ペリーの貧民治療所……………二六六
 ショーン・パチエラーのアイヌ施療……………二〇九
 白井剛策……………二八九

ヌ

菅公支那の施療病院設立計畫……………二〇九
 杉田雄……………二八九
 鈴木梅四郎……………二七六—二七八—二八八
 鈴木重造……………二七〇—二九四
 鈴木雅子の慈善看護婦會……………二二三
 鈴木良哉の軍事救護救療……………二六六
 駿府病院……………二五

セ

成醫學校……………一九
 精神病學科設置に關する建議案……………二六四
 精神病患者監護法……………二二一—二二四
 精神病患者監護法案……………二二四
 精神病患者監護法施行規則……………二二五

精神病患者救護に對する世論の覺醒……………二九四
 精神病患者保護制度の確立……………二〇四
 精得館……………二二三
 西洋醫術採用方に關する建白……………二一三—二二三
 西洋醫術差許の御沙汰……………二一五—二二三
 西洋醫術差許の布告……………二一五
 西洋醫術の所長採用方に關する御沙汰……………二一五
 西洋事情……………二二
 聖心醫院の施療……………二〇四
 聖路加國際病院……………二〇八
 赤十字社支部病院設立準則……………二五九
 慈善會の施療……………二二五
 積善會(前橋)……………二二四
 施療院設けざる可らざるの論……………二七三
 施療救療事業に對する輿論の覺醒……………二六三
 施療救療に關する愛知縣醫師會の建議……………二四四
 施療救療に關する青森縣醫師會の決議……………二四九
 施療救療に關する大阪醫師會の調査建議……………二四六
 施療救療に關する大阪私立衛生會の建議……………二四六
 施療救療に關する勅語……………二四四
 施療救療に關する勅語……………二〇三—二一三—二二六—二二九
 施療救療に關する勅語と關西醫師大會決議……………二四四

施薬救療に關する勅語と岐阜市醫師會……………三三九
 施薬救療に關する勅語と熊本醫師會……………三三九
 施薬救療に關する勅語と仙臺醫師會……………三三八
 施薬救療に關する勅語と富山縣醫師會……………三三八
 施薬救療に關する勅語と新潟縣醫師會……………三三三
 施薬救療に關する勅語と日本藥劑師會群馬支部……………三三〇
 施薬救療に關する勅語と福井縣坂井郡醫師會……………三三〇
 施薬救療に關する勅語と府縣醫師會の活動……………三二五
 施薬救療に關する勅語と明治醫師會……………三二三
 施薬救療に關する勅語と門司市醫師會……………三二三
 施薬救療の勅語換發と貴族院、衆議院……………三二六
 施薬救療の勅語換發に關する大隈重信の誼話……………三二六
 施薬救療の勅語換發に關する桂首相の誼話……………三二三
 施薬救療の勅語換發に關する渡邊宮内大臣の誼話……………三二三
 施薬救療の勅語換發に關する早川千吉郎の誼話……………三一九
 施薬救療の勅語換發に關する平田内務大臣の誼話……………三三四
 施薬救療の勅語換發に關する松田正久の誼話……………三三八
 施薬治療規則……………三二六
 施薬所……………三二
 施薬醫心得……………三二
 施薬受持區別……………三二

施療規則……………一四七
 施療券及藥價半額券發行手續……………一四五
 施療券及藥價半額券渡方心得……………一四三
 施療券取扱手續……………一四二
 施療券發行規則……………八一
 施療券發行の件……………一四七
 施療所心得……………一四七
 施療所設置規則……………一四七
 施療病院設立に關する御沙汰……………一四七
 施療病院設立に關する意見書案……………一四七
 施療病院設立に關する請願貴族院通過……………一四七
 攝津縣の巡回施療……………一四七
 仙臺醫師會の施療病院設立の建議……………一四六
 仙臺市醫師會の施療決議……………一四六
 仙臺共立病院……………一四六
 仙臺區施療規則……………一四六
 仙臺區施療所……………一四七
 仙臺市醫師會の施療……………一四七
 聖若瑟教育院救療部……………一四六
 添田壽一……………一四〇

蘇門病院の施療……………二二
 外村義郎の施療……………三六二

夕

大學東校……………一七一
 大學南校……………一七一
 大日本醫會第一次大會……………一七一
 大日本醫會第二次大會……………一七一
 大日本醫會第四次大會に於ける労働者及工場衛生法制定に關する決議……………二八九
 大日本醫會東京地方部の施療病院設立に關する提出議案……………二九一
 大日本醫會の官立醫學校附屬病院に對する請願及意見書……………二九二
 大日本醫會の施療病院設立請願運動……………二九二
 大日本醫會の府縣立病院及其他の公立病院を施療病院とするの建議……………二九二
 大日本醫會兵庫地方部の官公立施療病院設立に關する議案……………二九二
 大日本救療院……………二九二
 大日本私立衛生會金澤支會の施療……………二九二
 大日本正善會の貧民病院……………二九二
 大日本生命保全會社の經費膨脹計畫……………二九二
 大病院……………二九二

泰西醫學採用方に關する建白……………一三三
 泰西醫學採用の御沙汰……………一三三
 第七局……………一三六
 待勞院の救療事業……………一三六
 高岡の醫師の施療出願……………一三三
 高岡貧病院出張所……………一三三
 高木兼寛……………一三三
 高木兼寛の施療病院設立企劃……………一三三
 高階典藥少九高階筑前介……………一三三
 高階典藥少九高階筑前介建白……………一三三
 高島炭坑事件……………一三三
 高須綠郎……………一三三
 高田明安の貧民救療會……………一三三
 高橋是清……………一三三
 高橋病院の施療……………一三三
 高橋正純……………一三三
 高松醫師會の施療……………一三三
 高松共立病院……………一三三
 高松藩假醫學所……………一三三
 高松凌雲……………一三三
 高柳嘉平の施療……………一三三
 高山商科醫學院の施療……………一三三

武市庫太……………二二五
 竹内仙祐の施療……………二二〇
 竹中成憲……………二二七
 田代基徳……………二二五
 田部病貧院……………二二九
 田村喜進……………二二九
 田村八郎……………二二九
 脱籍無産の翌復籍規則……………二二三
 龍田周造の施療……………二二三
 龍山雷雲等の共立小樽施療所……………二二九
 棚橋市太郎の軍事授護施療……………二二九
 團琢磨……………二二〇

チ

中央衛生會……………二二八—二二九
 中央衛生會職制章定制……………二二八
 長春病院支院の施療……………二二〇
 長生診藥院……………二二八
 町村衛生委員設置方法……………二二二
 町村衛生事務條項……………二二二
 町村の公撰を以て衛生委員を設けしむ……………二二二

辻純市の輕費診療計畫……………二二二
 津島玄逸等の施療……………二二三
 土浦施藥院……………二二五
 土屋理の軍事授護救療……………二二六
 土谷松太郎の施療……………二二六
 網脇龍妙の救療事業……………二二四
 角田眞平……………二二六
 鶴見祐輔……………二二〇

テ

帝國施療病院設立費外五件豫算編入之儀に付伺……………二二八—二二九
 帝國施療病院設立費外五件に關する建議に現れたる醫療保護策……………二二八

タイラーの施療……………二二八
 手塚賢……………二二九
 傳染病に罹りたる赤貧者取扱區分……………二二二
 傳染病に罹る貧困者救濟規則……………二二二
 傳染病豫防規則……………二二二
 傳染病豫防法心得……………二二二
 傳染病豫防制度……………二二九
 傳染病豫防法……………二二九
 傳染病豫病貧困者救濟規則……………二二三
 天然痘豫防規則……………二二三

トイスラーの施療……………二二八
 フローの巡回施療……………二二八
 獨逸醫學採用方に關する建言……………二二九
 同愛社……………二二六—二二七
 同愛社の田役兵員家族施療……………二二六
 同愛社の東京市立施療病院速設之建議書……………二二〇
 同濟病院……………二二三
 同仁會……………二二九
 同志社病院……………二二九
 東亞慈惠會……………二二六

索引

東亞慈惠會鹽小路病院……………二二六
 東京醫會……………二二九
 東京醫會神田支會の軍事授護救療……………二二五
 東京醫會京橋支會の軍事授護救療……………二二四
 東京醫會本部の施療病院設置計畫……………二二二
 東京醫科大學附屬醫院……………二二八
 東京醫術開業試驗場永樂病院……………二二五
 東京慈惠醫院……………二二〇—二二一
 東京慈惠會……………二二〇
 東京慈惠病院……………二二二
 東京市施療病院……………二二〇—二二一
 東京市立施療病院速設之建議書……………二二〇
 東京市立築地病院……………二二七
 東京市本所區内醫師の軍事授護救療……………二二五
 東京女子醫學校附屬至誠病院の施療……………二二六
 東京大學醫學部……………二二八
 東京大學醫學部附屬醫院……………二二八
 東京帝國大學醫學部……………二二三
 東京獨立醫共和保權會……………二二三
 東京府會地方稅議案第九號に對する意見書……………二二三
 東京府區醫職務心得……………二二九
 東京府施療受持區畫……………二二六